

最高裁秘書第2411号

令和3年7月30日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和3年7月26日に答申（令和3年度（最情）答申第8号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和2年度（最情）諮問第36号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和3年2月16日（令和2年度（最情）諮詢第36号）

答申日：令和3年7月26日（令和3年度（最情）答申第8号）

件名：職権特例判事補に指名された弁護士任官者にどのような事情があれば高等裁判所判事の職務を行わせることとしているかが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「どのような事情があれば、職権特例判事補に指名された弁護士任官者が「高等裁判所の裁判事務の取扱上特に必要があるとき」に該当するものとして、判事補の職権の特例等に関する法律1条の2第1項に基づき、高等裁判所の判事の職務を行わせることとしているかが分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年12月24日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

判事補の職権の特例等に関する法律1条の規定により、最高裁判所の指名を受けた者（以下「職権特例判事補」という。）について、同法1条の2第1項の「高等裁判所の裁判事務の取扱上特に必要があるとき」に該当するものとし

て、弁護士任官した職権特例判事補に高等裁判所の判事の職務を行わせるかどうかについては、個別的にその都度必要な検討を行った上で決定しており、本件開示申出文書は作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 令和3年2月16日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月11日 | 審議 |
| ④ 同年7月16日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、職権特例判事補が、判事補の職権の特例等に関する法律1条の2第1項の「高等裁判所の裁判事務の取扱上特に必要があるとき」に該当するか否かについては、個別的にその都度必要な検討を行った上で決定するということである。職権特例判事補の補職については、最高裁判所の人事行政として行われていることは容易に推測することができ、また、職権特例判事補が弁護士任官した者であった場合に、特別の扱いをすることを定める規定もなく、その取扱いを異にする理由は見当たらない。したがって、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不自然とはいえず、本件開示申出文書は作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

滋

人

子

橋 榆 高

正 白 門

雅 戸 長

員 員 委

員 員 委

員 員 委